

平成25年第2回熊野町議会臨時会

会議録(第1号)

1.招集年月日 平成25年5月10日

2.招集の場所 熊野町議会議場

3.開議年月日 平成25年5月10日

~~~~~

4.出席議員(15名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 13番 尺田 公造  |
| 14番 佛圓 大源  | 15番 南田 秀夫  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~

5.欠席議員(1名)

8番 渡 紘八

~~~~~

6.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育長   | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |

|        |       |
|--------|-------|
| 民生部次長  | 光本一也  |
| 建設部次長  | 民法勝司  |
| 教育部次長  | 三村伸一  |
| 企画財政課長 | 宗條勲   |
| 商工観光課長 | 時光良弘  |
| 税務課長   | 貞永治夫  |
| 福祉課長   | 加島朋代  |
| 住民課長   | 西村隆雄  |
| 健康課長   | 隼田雅治  |
| 生活環境課長 | 沖田浩   |
| 都市整備課長 | 横山大治  |
| 開発指導課長 | 林武史   |
| 下水道課長  | 中井雅晴  |
| 水道課長   | 曾根和典  |
| 学校教育課長 | 富田谷敬子 |
| 会計課長   | 中村憲治  |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2 3 号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第 2 4 号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

追加日程第 1 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 6 分)

議長 (馬上) おはようございます。本日は早朝より御苦労さまでございます。

先日は私体調を崩しまして、議員としては最も大切な 3 月定例会を欠席いたしましたこと、皆様議員各位、また執行部の皆様に大変御迷惑をかけましたことをおわび申し上げます。まことに申しわけありません。しかし、副議長を初め、議員各位の御協力をいただき、議事進行を円滑に進めていただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 25 年第 2 回熊野町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長 ( 馬上 ) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、6 番大瀬戸議員、7 番藤本議員、9 番山吹議員の 3 名を指名いたします。

~~~~~

議長 (馬上) これより日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日のみとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

議長 (馬上) 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 9 時 3 7 分)

(再開 9 時 3 9 分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、議案第23号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第23号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして御説明を申し上げます。

専決処分しました熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、提出させていただくものでございます。

主な改正内容は、延滞金の利率の見直し等でございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長(貞永) それでは、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布、4月1日から施行されたことにより、関係条文の改正が必要となったものでございます。

お手元の資料1をごらんください。

まず、1、主な改正内容(1)通則関係の改正のア附則第3条の2の延滞金の利率の見直しですが、延滞金の利率につきましては、従来、納期限の翌日から1カ月間は年7.3%、また、特例として、前年の11月末日における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が7.3%に満たない場合は、基準割引率に年4%を加算した率とし、2カ月目以降については年14.6%としておりましたが、近年の低金利市場に配

慮し、納期限の翌日から1カ月間は上限を7.3%とした上で、財務大臣が毎年告示する割合に2%を加算した率とし、2カ月目以降につきましては、財務大臣告示割合に8.3%を加算した率とするものでございます。これにより、来年1月1日からの延滞金の率は、納期限から1カ月以内は現在の4.3%から3%程度に、2カ月目以降は14.6%から9.3%程度に引き下げられると思われまます。

次に、イの附則第4条の納期限の延長に伴う延滞金の見直しにつきましては、先ほど申し上げました延滞金の利率の引き下げに伴い、町民法人税の納期限の延長などを適用した場合の延滞金の率も見直すものとし、当該納期限の延長等の期間中の特例基準割合が7.3%を下回っている期間につきましては、財務大臣告示割合に1%を加算したものに引き下げるものでございます。

次に、(2)町民税関係の改正、アの第34条の7第2項、附則第7条の4のふるさと寄附金に係る寄附金控除の見直しにつきましては、従来、都道府県及び市町村に対する寄附金、いわゆるふるさと納税は、所得税において所得控除対象とし、住民税において税額控除の対象として、寄附金額のうち2,000円を超える部分について、全額を控除されておりましたが、このたびの東日本大震災における復興財源の確保に関する特別措置法の施行により、本年分以降25年間にわたり、所得税額の2.1%相当額が復興特別所得税として追加課税されることから、住民税におけるふるさと寄附金控除額を2.1%相当分減額する措置を講ずることをもって、所得税と住民税の控除額の合計が実質的に寄附金額から2,000円を引いた額となるよう調整することとしたものでございます。

次のイ、附則第7条の3の2、住宅ローン控除の延長につきましては、所得税における住宅ローン控除が平成29年入居分まで4年間延長されたことを受け、所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額を住民税から控除する既存の制度につきましても、所得税と同様に平成39年度まで4年間延長するものでございます。

次のウ、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例につきましては、東日本大震災により居住できなくなった家屋等に居住していた方が亡くなり、その亡くなった方の相続人が当該家屋の敷地等を売買などによって譲渡した場合、亡くなった方が当該家屋等を取得した日を相続人が当該家屋等を取得した日とみなして、相続人が長期譲渡所得の課税にかかる3,000万円控除の特例などの適用を受けることができるようにしたものでございます。

次に工、附則第 23 条、東日本大震災に係る住宅ローン控除の延長につきましては、震災からの生活再建支援として、先ほど申し上げました一般の住宅ローン控除と同様に平成 39 年度まで適用期間を 4 年間延長することとしたものでございます。

続いて、2、その他の改正につきましては、(1)個人が公益法人等に対して財産を寄附したときに、譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合においても当該譲渡所得等に係る住民税の課税について、控除対象となる公益法人に、一定の要件を満たした法人の追加、(2)優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例対象となるもののうち、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等について適用期間の終了による規定の削除、(3)、(4)は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税について、当該事業終了による納税義務者の特例措置の廃止に伴う規定の削除でございます。

以上でございます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第 23 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号については原案のとおり承認されました。

議長(馬上) これより日程第 4、議案第 24 号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第24号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして御説明を申し上げます。

専決処分しました熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い提出させていただくものでございます。

主な改正内容は、特定世帯に係る世帯別平等割額の軽減措置の延長等でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） それでは、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係条文の改正が必要となったものでございます。

お手元の資料3をごらんください。

まず、1の改正の趣旨ですが、国民健康保険税における、被保険者の世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減措置の追加、国民健康保険税の減額の適用恒久化、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、（1）と（2）につきましては、平成20年度に75歳以上の方の医療保険制度として後期高齢者医療保険が創設された際に、世帯の中で国民健康保険の資格者が2人しかいない世帯において、うち、お一人が後期高齢者医療保険に移られた場合で、移られる前からの2人世帯の状況が継続しているときには、国保資格者が1人の世帯となっても国保の負担額が急激にふえることのないよう、移行後5年目までに限って被保険者の世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を2分の1に軽減する措置がとられております。

このたびの改正は、移行後6年目から8年目までの間においても被保険者の世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を4分の1に軽減する措置を追

加するものでございます。

また、(3)は、このような世帯での国民健康保険税の軽減判定におきましては、お一人が後期高齢者医療保険に移ったときから5年以内に限って2人世帯として判定してありましたが、今回の改正では5年以内の制限をなくして、恒久的に2人世帯で判定することとするものでございます。

次の(4)附則第15項の東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきましては、先ほどの税条例の改正と同様に、東日本大震災により家屋が消滅等をして、居住用に供することができなくなった方の相続人が当該家屋の敷地等を譲渡した場合に、亡くなった方がその敷地等を取得した日をその相続人が当該敷地等を取得した日とみなして長期譲渡所得の課税の特例である3,000万円の控除等を受けることができるようにするものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第24号については原案のとおり承認されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第5、常任委員会の選任を行います。常任委員会の選任については、熊野町議会委員会条例第2条各号において、総務厚生委員会6名、文教委員会5名、産業建設委員会5名となっております。

お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第

1 項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

(休憩 9時55分)

(再開 9時55分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。総務厚生委員に中原議員、山吹議員、渡議員、荒瀧議員、民法議員、時光議員。文教委員に佛圓議員、尺田議員、山野議員、片川議員、沖田議員。産業建設委員に南田議員、馬上議員、久保隅議員、藤本議員、大瀬戸議員。以上のとおりそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時56分)

(再開 9時56分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。総務厚生委員長に山吹議員、同じく副委員長に民法議員。文教委員長に片川議員、副委員長に沖田議員。産業建設委員長に大瀬戸議員、副委員長に藤本議員。以上でございます。

これより日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条第2項において、定数は6名となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時58分)

(再開 9時58分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。議会運営委員に山吹議員、渡議員、藤本議員、大瀬戸議員、片川議員、沖田議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員にはただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時59分)

(再開 9時59分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。委員長に藤本議員、副委員長に渡議員。以上でございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時00分)

(再開 10時01分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について行います。

お諮りいたします。本件につきましては、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規定第4条に基づき、6名の委員で構成する議会広報特別委

員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって本件につきましては、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成、編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることと決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。

議会広報特別委員に中原議員、藤本議員、民法議員、時光議員、片川議員、沖田議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって議会広報特別委員会の委員については、ただいま指名いたしました6名を選任することと決定いたしました。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので御報告いたします。委員長に中原議員、副委員長に藤本議員でございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時03分)

(再開 10時15分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまお配りいたしました各常任委員会委員長及び議会運営委員長から熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査申し出についてが提出されました。

お諮りいたします。提出されました閉会中の継続審査・調査申し出についてを日程に

追加し、追加日程第 1 として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長(馬上) これより追加日程第 1、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題といたします。各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

(散会 10時17分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員